

平成 28 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果

平成 29 年 8 月
環境省北海道地方環境事務所
釧路自然環境事務所

1. 給餌量調整について

タンチョウの生息地分散に向けて、平成 27 年度から給餌量の調整を実施。平成 28 年度は、環境省で給餌事業を行っている 3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場）において環境省委託の全量を平成 26 年度分より約 2 割削減した。

(1) 給餌実績

①給餌（概要資料 1－1）

環境省委託給餌量（実際の給餌量、デントコーンのみの寄付量を含む）

委託先	名称	平成 27 年度	平成 28 年度
鶴居村	鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	3,674kg	5,249kg
	鶴見台給餌場	3,480kg	3,360kg
釧路市	阿寒給餌場	9,300kg	8,820kg

②盗食・感染症対策（概要資料 1－1）

給餌場におけるオオハクチョウやシカの入り込み概況を記録。各給餌場には、依然としてハクチョウ、シカの入り込みがみられ、追い払いを実施したものの十分とはならず、結果、餌の盗食があったとみられる。

③飛来数調査（概要資料 1－2）

毎日の給餌場におけるタンチョウの最大飛来数（成鳥、幼鳥）と調査時間を記録。平成 28 年度は、特異とみられる平成 27 年度とは異なり、日最大飛来数としてみると、例年通り又は少し多く飛来したとみられる。

④飛来数補助調査（概要資料 1－2）

鶴見台給餌場において、飛来数調査の補助調査として、平成 28 年 11 月から平成 29 年 3 月 12 日の間に計 22 日間程度、給餌場におけるタンチョウ

の最大飛来数（成鳥、幼鳥）と調査時間を記録。

⑤給餌場別給餌量（概要資料1-3）

平成28年度の給餌期間において各給餌場の合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。各給餌場の給餌量は0.3kg/羽前後となり、北海道の給餌場（概要資料1-4）と比較しても、著しく少ない状況にあったとはみられない。

	平成27年度	平成28年度
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	0.396kg/羽	0.251kg/羽
鶴見台給餌場	0.298kg/羽	0.206kg/羽
阿寒給餌場	0.988kg/羽	0.415kg/羽

⑥日毎の日最大飛来数と給餌量の推移

環境省委託給餌場における平成27年度及び平成28年度の日毎の給餌量と飛来数の推移を記録。各給餌場からは、例年見られるような撒いた餌が余っている状況はなかったとの報告があった。

(2) 平成29年度給餌量調整連絡会議の開催（平成29年6月8日）

平成29年度の給餌量の調整を行うにあたり、関係機関・実施者との意見交換を行った。

2. 生息地分散の進捗確認・新規生息地の現状把握

給餌量の調整を行うにあたり、越冬地分散の進捗確認のための調査を行った。また、道央・道南での分散候補地の調査と普及啓発を行った。

(1) 越冬地分散の確認

①希少野生動植物種保護増殖事業（タンチョウ）委託業務（越冬分布調査）（概要資料1-5）

タンチョウ越冬分布調査を12月6日（火）及び1月25日（水）の2回実施した。1回目の調査では、908羽、2回目の調査では1,236羽確認された。

②目撃情報収集業務（概要資料1-6）

タンチョウの越冬地の目撃情報を収集するため、道東を中心とした行政機関、民間団体45団体に調査協力の依頼を行い、1月～2月のタンチョウの目撃情報を収集した。本調査の対象とした6振興局（オホーツク総合、根室、釧路総合、十勝総合、日高、胆振総合）のうち、4振興局（根室、釧路総合、

十勝総合、日高) から目撃情報が得られた。

③標本保存管理業務・傷病収容状況（概要資料1－7）

平成29年度は、32羽のタンチョウが収容された（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）。釧路市動物園の協力のもと、傷病収容要因を明らかにするとともに、大学・研究機関等にタンチョウの検体を研究等の目的のため譲渡した。

（2）タンチョウ生息地分散基礎調査（概要資料1－8）

道央・道南地域へのタンチョウの自然分散に向けて、道南地域における営巣適地について、基礎調査を実施するとともに、道央地域の飛来地において、地域社会のタンチョウ受入れ体制を醸成するための普及啓発を実施した。

3. 標識調査業務（概要資料1－9）

平成28年6月25日～7月18日の計12日間において、20つがいに対して合計27羽のタンチョウヒナを捕獲し標識の装着を行った。

4. 農業被害対策について

給餌量の調整を行うにあたり、農業・酪農業への被害拡大が懸念されることから、タンチョウによる農業被害の実態把握調査と具体的な対策工の試行を行った。

（1）農業被害対策現状把握調査業務（概要資料1－10）

タンチョウによる十勝地方の畑作への被害及びその対策について、被害が報告されている地域を対象とし、その被害の実態を調べた。大樹町、広尾町、豊頃町、池田町、音更町、幕別町で地方公共団体、JA、農家へヒアリングを行ったところ、池田町及び豊頃町において、酪農への被害とともに畑作への被害の報告が、大樹町では酪農への被害の報告が得られた。

（2）農業被害対策現状把握調査業務（概要資料1－11）

タンチョウの恒常的な利用が確認されている鶴居村の2つの農場において、農家が自衛手段として実施することを前提として、牛舎への侵入防止対策としての対策工を検討した。複数設置した対策工のうち、効果の可能性が期待される手法もあったが、改善の余地（設置、運用上の注意点）があることから、改善点をさらに検証する等の必要がある。また対策を行ったことに関しての農業者からの評価は比較的高く、自力で設置する価値があるとの回答もあった。

平成 29 年度タンチョウ保護増殖事業実施計画

平成 29 年 8 月

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

1. 平成 29 年度給餌量調整について

1) 三大給餌場における給餌量について

タンチョウの生息地分散に向けて、平成 29 年度も給餌量の調整を予定通り実施。環境省で給餌事業を行っている 3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場）において、合計の最大給餌量を平成 26 年度より約 3 割削減し、1 袋 30kg 計算に直した 18,240kg とする。また、今後、平成 26 年度比 5 割削減まで進めた場合の最大給餌量も合わせて表 1 に記す。

表 1. 三大給餌場における最大給餌量（生餌を除く。）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
鶴見台給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
阿寒給餌場	11,040kg	9,300kg	8,820kg	7,740kg	6,630kg	5,520kg
合計	26,040kg	23,340kg	20,820kg	18,240kg	15,630kg	13,020kg

表 2. 三大給餌場における実際の給餌量（生餌を除く）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	—	3,674kg	5,249kg			
鶴見台給餌場	—	3,480kg	3,360kg			
阿寒給餌場	—	9,300kg	8,820kg			
実際の 給餌量	—	15,550kg	17,429kg			

給餌に要するデントコーンは給餌事業により購入することを基本とし、その他、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリにて見込まれる寄付も期待する。なお、平成 28 年度は平成 27 年度分の余剰の餌を活用したが、今後は余剰が生じないよう購入する。ただし、デントコーンの 1 袋あたりの単価が急騰した際に、他の取組みに関する予算が減ることも今後の課題である。

2) 1日分の給餌量調整及び1日最大給餌量の設定

必要最小限以上の餌を給餌した場合、ハクチョウ、シカ等による盗食を誘引するおそれがある。このため、給餌量が必要最小限となるように給餌人と意見交換を実施し、給餌量調整に反映させる。

1日分の給餌量調整は、三大給餌場において、日最大飛来数に応じて1羽あたり約0.3kgを共通の基準とする。

1日最大給餌量は、三大給餌場において、日最大飛来数に応じて比例させるが、1日の給餌量には、過去の飛来数に応じて上限を設定するものとする。

具体的には、各給餌場別に関係者と話し合い検討していく。

3) 追い払い事業の実施

本事業の総事業費は平成26年度比で同程度を確保し、餌の購入量減による経費の余力により、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施する。

4) 五大給餌場からみた調整

環境省における三大給餌場の給餌量調整を図る一方で、北海道が実施している給餌場での給餌についても状況を把握し、給餌によるタンチョウへの影響が局所的に集中しないよう調整を図る。

特に北海道が実施している給餌場の中でも飛来数の多い中茶安別及び音別の給餌場においては、上記と同様の手法・考え方で取組を実施できないかを北海道と調整していく。

なお、中茶安別及び音別以外の北海道が実施している給餌場では、タンチョウ一ないし数家族に対する給餌を行っている箇所であることから、本取組には当面含めないこととする。

5) 三大給餌場におけるカウントについて

三大給餌場におけるカウントについて、例年通り実施予定。

6) 鶴見台について

上記のような取組による給餌が体制的に難しい状況のため、可能な限り計画に沿うように、状況を確認しながら、必要に応じて鶴居村教育委員会をはじめ関係者と相談しながら取り組む。

7) その他今後関係者と検討を進める事項

給餌開始を遅らせる、終了を早める等全体の給餌期間を短縮することを検討する。

2. 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

1) 新規越冬地の確認

平成27年度及び平成28年度に実施した目撃情報収集業務の結果を、地図等見やすい形に取りまとめ、新たに越冬が確認された数か所について環境条件（ねぐら、採餌場等）を調査する。また本結果は、農業被害拡大の抑え込みに向けた取組の重点化や、今後新規越冬地の生息環境整備を実施することとなった場合の対象地域の絞り込み、北海道給餌場周辺の動向の把握等の基礎資料として活用する。

2) 個体の状態把握

全体と給餌場周辺での状況の把握。傷病個体保護収容事業の一環として、傷病個体の保護収容（環境省他）及び釧路市動物園による剖検を引き続き実施。また、新たにねぐら周辺や給餌場周辺での巡回を実施し、給餌量調整に伴う給餌場周辺の農家への飛来状況、農業被害の把握を行い、併せて個体の状態把握に努める。

3) 4種（タンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ）合同による生息地環境整備

シマフクロウ保護増殖事業の一環として実施。根釧地域における、シマフクロウを中心とした生息ポテンシャルについて勉強会を開催し、事業を実施する上で、タンチョウの生息地についても検討していく。

3. タンチョウの個体数の把握

関係機関、保護団体、関係者等の協力のもと、タンチョウの個体数把握のため、越冬分布調査等を行う。

4. 農業被害対策

1) 防除手法の検討

- ・ 農家の自衛手段としての手法の検討を行う。
- ・ タンチョウの農業被害対策として、平成28年度農業被害対策工検討業務の結果も含め、効果が期待できる対策手法を開発・試行し、実際の効果や取組み易さについて評価を行う。なお、効果的・持続的な対策となるように複数の対策手法を組み合わせる等の工夫についても検討する。

2) タンチョウの農業被害の発生等の要因の分析

平成27及び28年度農業被害現状把握調査の結果も参考に、タンチョウの農業被害が発生している農場について、いくつかの被害ケース（酪農、畑作、

初期、慢性・集中的、牛舎等建物への侵入、堆肥場やデントコーン畑等オープンスペースでの被害、非意図的な餌付けからの被害拡大等)に分け、さらに情報を収集・整理し、タンチョウの農業被害が発生し常態化等する要因の分析を行う。

3) 普及啓発素材の検討

1)、2)を踏まえて、今後タンチョウによる農業被害の拡大が懸念される農場の特徴を抽出し、特徴にあてはまる農場やタンチョウの農業被害の拡大が懸念される地方公共団体に向けた農業被害対策の普及啓発素材を検討する。